

## 42 宮城県道路公社

### 1 基本情報

所在地	仙台市青葉区上杉一丁目1番20号ふるさとビル4階			代表者	理事長 笹出 陽康			
電話	022-263-0566	ファックス	022-262-8202	ホームページ	<a href="https://www.mivagi-dourokousha.or.jp/">https://www.mivagi-dourokousha.or.jp/</a>			
設立	昭和47年4月1日	改革分類	自立支援団体	県担当課	土木部 道路課			
出資等の状況	第1位	宮城県 (100.0%)	第2位	- ( - )	第3位	- ( - )	その他	- ( - )
		9,765,000 千円		- 千円		- 千円		- 千円
設立目的(定款等)	宮城県の地域において料金を徴収する道路の新設、改築、維持修繕、管理を総合的かつ効率的に行い、幹線道路の整備を促進して、交通の円滑化を図り、住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。					出資等総額	9,765,000 千円 ( 100.0% )	

### 2 主な事業内容

	事業名	事業費(単位:千円)			事業内容
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
事業1	みやぎ県北高速幹線道路工事委託	3,218,425	3,917,495	2,739,310	みやぎ県北高速幹線道路(Ⅱ期区間の一部及びⅢ期区間)の建設
	全体事業に占める割合	50.1%	56.8%	49.1%	
事業2	仙台松島道路	3,206,366	2,985,443	2,843,423	有料道路の維持管理
	全体事業に占める割合	49.9%	43.2%	50.9%	
事業3					
	全体事業に占める割合				
その他の事業					
	全体事業に占める割合				
全体事業費		6,424,791	6,902,938	5,582,733	指定管理者
全体割合		100.0%	100.0%	100.0%	

### 3 評価

#### (1) 団体の使命・役割

現在の団体としての公益的使命・役割・目標	県が期待する団体の役割(県施策との関連等)
宮城県の区域及びその周辺において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の建設管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、県内における地方的な幹線道路(国道、県道)の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と、産業経済の発展に寄与することを目的としている。	宮城の将来ビジョン及び震災復興実施計画における「次世代に豊かさを引き継ぐことのできる持続可能なみやぎの県土づくり」の理念のもと、仙台松島道路の維持管理及びみやぎ県北高速幹線道路工事委託の適正かつ効率的な遂行により、県内の基幹的幹線道路ネットワークの充実及び地域連携の促進に資することを期待する。

#### (2) (1)に対する団体の自己評価及び県の所見(令和2年度)

団体による自己評価	県(主務課)の所見
お客様が、仙台松島道路をいつでも安全・安心、快適、便利に御利用いただけるよう、道路施設の点検及び修繕等、適切な維持管理を行った。 お客様の安全・安心のため、公社新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン及び事業継続方針を定め、役職員、料金收受業務・交通管理業務・春日PA施設管理業務の受託者及び春日PA店舗運営者の感染予防対策を徹底するとともに、万が一の事態への備えを行った。 県から受託しているみやぎ県北高速幹線道路事業(Ⅱ期・Ⅲ期)については、加賀野高架橋下部工事が完成したほか、予定していた全ての工事について発注を終了した。	実績交通量及び料金収入については、新型コロナウイルス感染症の流行拡大による影響を受け、減収となっているものの償還計画に影響のない収入が確保されている。 仙台松島道路の利用者の安全・安心のため、公社新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン及び事業継続方針を定め、職員等の感染予防対策の徹底が図られている。 みやぎ県北高速幹線道路工事については、Ⅲ期区間(佐沼工区)において、加賀野高架橋下部工事が完成するなど、順調に事業進捗が図られている。

#### (3) 団体に対する総合評価(令和2年度)

項目	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考指標
イ 組織運営の健全性 ※1	予算、事業計画及び資金計画については、地方道路公社法に基づき、事業年度開始前に、宮城県の承認を受けている。また、毎年の経営状況については、国土交通省へ報告し審査を受けているほか、監査については、監事に公認会計士が選任され、監査体制が強化されている。 コンプライアンス研修の一環として、担当職員に建設業法、入札談合等関与行為防止法等の業務関係法令に関する講習会を受講させた。	国や県に対して定期的に予算・事業計画に関する適正な説明がなされており、また、監査体制の強化、情報公開及び各種講習会への職員の参加などによる組織的な健全経営の確保に努めている。	A
ロ 財務の健全性 ※1	料金収入が新型コロナウイルス感染症の流行拡大による影響による交通量の減少から前年比12%減となったが、道路の維持管理及び建設資金の償還への影響は少なかった。 長期借入金については、順調に返済している。	新型コロナウイルス感染症の流行拡大による影響を受け、減収となっているものの償還計画に影響のない収入が確保されている。 また、地方道路公社法に基づき、当期純利益を自己資本ではなく償還準備金(負債)として整理しなければならないことから、自己資本比率が低いものの、財務の健全性に問題ないものと認められる。	B
(2)及び上記イ・ロを踏まえた総合評価・今後の方向性と課題	三陸自動車道の重要性を常に意識し、お客様が安全・安心、快適、便利に仙台松島道路を御利用いただけるよう、適切な維持管理を計画的に実施するとともに、各種サービスの提供にあたっては、公社新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインに基づき新型コロナウイルス感染症予防対策を徹底する。 新型コロナウイルス感染症の流行拡大による経営環境の変動に備え、その状況を注視するとともに、引き続き効率的な経営に努める。 宮城県から受託している、みやぎ県北高速幹線道路建設工事の早期完成を図る。	好調な経営の維持により長期借入金を順調に返済できるよう、仙台松島道路の維持管理及びみやぎ県北高速幹線道路の早期完成に向けた、指導、助言及び各種支援を実施していく。	総合評価 A

※1 上記イ及びロにおける「団体による自己評価」「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

4 経営状況（単位：千円）

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(R2 - R1)	
貸借対照表	資産合計	84,003,758	84,770,759	82,747,981	△ 2,022,778	
	流動資産	14,284,811	15,370,235	13,692,584	△ 1,677,651	
	固定資産	69,718,947	69,400,524	69,055,397	△ 345,127	
	うち有形固定資産	1,778,070	1,689,480	1,616,580	△ 72,900	
	負債合計	74,238,758	75,005,759	72,982,981	△ 2,022,778	
	流動負債	7,812,223	7,703,009	5,166,675	△ 2,536,334	
	固定負債	66,426,535	67,302,750	67,816,306	513,556	
	うち長期借入金	6,612,500	4,604,000	2,825,500	△ 1,778,500	
	純資産	9,765,000	9,765,000	9,765,000	0	
	資本金	9,765,000	9,765,000	9,765,000	0	
利益剰余金	0	0	0	0		
損益計算書	売上高	6,006,297	6,102,913	5,364,159	△ 738,754	
	売上原価	3,206,366	2,985,443	2,843,423	△ 142,020	
	売上総利益	2,799,931	3,117,470	2,520,736	△ 596,734	
	販売費及び一般管理費	346,134	333,485	332,474	△ 1,011	
	営業利益	2,453,797	2,783,985	2,188,262	△ 595,723	
	営業外収益	37,423	42,989	38,707	△ 4,282	
	営業外費用	708,329	701,769	606,115	△ 95,654	
	経常利益	1,782,891	2,125,205	1,620,854	△ 504,351	
	特別利益	89,948	90,134	93,344	3,210	
	特別損失	1,799	948	2,073	1,125	
	法人税等	0	0	0	0	
	償還準備金繰入額	1,871,040	2,214,391	1,712,125	△ 502,266	
	県 の 財 政 的 関 与	補助金	0	0	0	0
	委託金 ※2	3,218,425	3,917,495	2,739,310	△ 1,178,185	
負担金	4,166	3,542	4,528	986		
補助金等合計	3,222,591	3,921,037	2,743,838	△ 1,177,199		
総収入 ※3	6,133,668	6,236,036	5,496,210	△ 739,826		
総収入に対する補助金等割合	52.5%	62.9%	49.9%			
単年度貸付額	0	0	0	0		
年度末貸付金残高	0	0	0	0		
損失補償(債務保証)残高	8,711,000	6,612,500	4,604,000	△ 2,008,500		

※2 委託金：随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。  
（なお、非公募で指定管理者となった団体に利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。）

※3 総収入＝売上高＋営業外収益＋特別利益【損益計算書】

5 主な経営指標

評価項目	算式等	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(R2 - R1)
自己資本比率	純資産合計(株主資本)÷資産合計(総資産)×100	11.6%	11.5%	11.8%	0.3%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	182.9%	199.5%	265.0%	65.5%
借入金依存度	(長期借入金＋短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	10.4%	7.8%	5.6%	-2.2%
経常利益率	経常利益÷売上高×100	29.7%	34.8%	30.2%	-4.6%
販売管理費比率	販売費及び一般管理費÷売上高×100	5.8%	5.5%	6.2%	0.7%

6 組織・役職員の状況

(人)

役職員の人数		令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (6月末現在)	令和2年度における 常勤役職員の状況				
役員	常勤 (うち県OB)	3 ( 3 )	3 ( 3 )	3 ( 3 )	常勤役員				
	非常勤 (うち県OB)	4 ( 2 )	4 ( 2 )	4 ( 2 )	平均年齢	61.7			
職員	常勤職員 (※4)	29	32	29	平均年収 (千円)	7,137			
	プロパー職員	17	20	16	常勤職員(プロパー)				
	県OB	12	12	13	平均年齢	57.8			
	県派遣職員	0	0	0	平均年収 (千円)	5,882			
	その他の派遣職員	0	0	0					
	上記以外の職員(※5)	3	1	3					
障害者雇用の状況 (※6)		法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	—	雇用障害者数	—	実雇用率	— %	不足数	—

※4 常勤職員：プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員（県以外の自治体、民間企業等）を指すもの。

※5 上記以外の職員：任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

※6 6月1日現在で、公共職業安定所に提出する『障害者雇用状況報告書』の数値を掲載しているもの。（法定雇用率が課せられている団体のみ記載）  
【除外率が適用となる団体は、除外率適用後の常用労働者数に基づき記載】

## 4 2 宮城県道路公社

### <組織運営の健全性に関する指標>

No.	項目	評価内容	評価	
1	組織統制に関する規程等の整備	業務規程等が整備され、内部牽制が図られているか。	① 8項目未満整備	0
			② 8項目以上整備	1
			就業規則（無期転換ルールの対応含む）	■
			役員報酬規程	■
			職務分掌規程	■
			会計規程	■
			契約規程	■
			決裁規程	■
			給与規程	■
			退職手当規程 施設等の管理規程	■
2	コンプライアンスの確保 （経営への取組・内部統制）	コンプライアンスに関する取組を行っているか。	① 合計0点。またはコンプライアンス違反事例があった。	0
			② 1～2点	1
			③ 3～4点	2
			④ 5点以上	3
			○コンプライアンスに関する規程を整備している。（2点）	■
			○コンプライアンスに関する規程を今年度中に整備する予定（1点）	□
			○マニュアル等を作成し、職員に配布する等周知を図っている。（1点）	■
			○職員に対する啓発等研修の場を設定している。（1点）	■
			○業務監査体制を強化する体制整備や取組を行っている。（1点）	■
			○内部統制に関する取組を行っている（1点）	□
			○BCP（業務継続計画）を作成している。（1点）	■
			○公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けている。（1点）	□
○その他、コンプライアンス経営を充実するための取組みを行っている。（取組内容： ）（1点）	□			
3	実効性を持った監事監査の実施	公認会計士・税理士が会計・経理事務に関与しているか。	① 公認会計士・税理士の関与はない。	0
			② ③以外に公認会計士・税理士の関与を得ている。（定期的に指導を受けている）	1
			③ 公認会計士・税理士が監事（監査役）に就任し監事（監査役）監査を実施、または監査法人による監査を実施している。	2
4	経営幹部への民間企業等出身者の登用	民間の経営ノウハウ活用による組織の活性化や自立的経営の促進を図る観点から、役員に業務に精通した民間企業等出身者を登用（採用）・配置しているか。	① 登用していない。	0
			② 登用している。	1

No.	項目	評価内容	評価		
5	人材育成、内部登用の拡大、独自の人材確保の取組	職員の人材育成、プロパー職員の内部登用、または独自の人材確保（プロパー職員等の採用による県派遣職員との入れ替え）が図られているか。	①人材育成の取組を行っていない。また、内部登用や独自の人材確保も行っていない。	0	1
			②人材育成の取組を行っているほか、内部登用や独自の人材育成を行っている。	1	
6	事業内容・財務情報等のホームページ公表	ホームページにおける情報公開は、どのような状況にあるか。	①ホームページで公開していない。	0	2
			②下記のうち、6項目未満（会社法法人・その他の法人は4項目未満）を公開している。	1	
			③下記のうち、6項目以上（会社法法人・その他の法人は4項目以上）を公開している。	2	
			定款（寄附行為）	<input checked="" type="checkbox"/>	
			役員等名簿	<input checked="" type="checkbox"/>	
			事業計画書	<input type="checkbox"/>	
			収支予算書（収支計画）	<input type="checkbox"/>	
			事業（営業）報告書	<input checked="" type="checkbox"/>	
			収支計算書	<input type="checkbox"/>	
			貸借対照表	<input checked="" type="checkbox"/>	
			損益計算書（正味財産増減計算書）	<input checked="" type="checkbox"/>	
			財産目録	<input checked="" type="checkbox"/>	
キャッシュフロー計算書（作成している場合）	<input type="checkbox"/>				
役員の報酬・退職金に関する規定	<input type="checkbox"/>				
<b>合計（10点満点）</b>				9	

団体による自己評価 （概況、上記指標以外の取組実績、今後の課題・対策等）	県（主務課）の所見	参考指標
<p>予算、事業計画及び資金計画については、地方道路公社法に基づき、事業年度開始前に、宮城県の承認を受けている。また、毎年の経営状況については、国土交通省へ報告し審査を受けているほか、監査については、監事に公認会計士が選任され、監査体制が強化されている。</p> <p>コンプライアンス研修の一環として、担当職員に建設業法、入札談合等関与行為防止法等の業務関係法令に関する講習会を受講させた。</p>	<p>国や県に対して定期的に予算・事業計画に関する適正な説明がなされており、また、監査体制の強化、情報公開及び各種講習会への職員の参加などによる組織的な健全経営の確保に努めている。</p>	A

＜参考指標＞
合計点が
8～10点の場合：A（概ね良好）
5～7点の場合：B（改善の余地あり）
2～4点の場合：C（改善措置が必要）
0～1点の場合：D（大いに改善措置が必要）

## 4 2 宮城県道路公社

## ＜財務の健全性に関する指標＞

No.	項目	評価内容	評価		
1	(公益法人) 正味財産増減額と 収支相償の状況	正味財産が減少している場合でも法人の継続に支障がない状態を保っているか。  収支相償を満たしているか。	①収支相償の基準を満たしていない。または、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%以上	0	
			②3期連続で一般正味財産増減額がマイナスだが、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%未満	1	
			③収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が3期連続マイナスでない。	2	
			④収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が当期プラス	3	
			⑤収支相償の基準を満たしており、直近の一般正味財産増減額が2期連続プラス	4	
	(公益法人以外) 一般正味財産増減額／経常損益の状況	一般正味財産は連続で減少していないか。 経常損益は連続で赤字を計上していないか。	①3期連続減少又は赤字	0	4
			②当期を含め1期又は2期減少又は赤字	1	
			③当期のみ増加又は黒字	2	
			④当期を含め2期連続増加又は黒字	3	
			⑤3期連続増加又は黒字	4	
2	(公益法人会計) 正味財産比率の状況	財政基盤は安定しているか。 [正味財産比率(%) = 正味財産合計 ÷ 資産合計 (総資産) × 100]	①正味財産比率が30%未満	0	0
			②正味財産比率が30%以上	2	
	(企業会計) 自己資本比率の状況	財政基盤は安定しているか。 自己資本比率(%) = 純資産合計 (株主資本) ÷ 資産合計 (総資産) × 100]	①自己資本比率が30%未満	0	
			②自己資本比率が30%以上	2	
3	短期的支払能力の 適正性【流動比率】	流動比率は適正を維持しているか。 [流動比率(%) = 流動資産 ÷ 流動負債 × 100]	①下記以外	0	1
			②当期100%以上	1	

No.	項目	評価内容	評価		
4	補助金等依存の抑制	総収入に対する補助金等割合は抑制基調にあるか。 [補助金等割合=補助金等合計÷総収入×100]	①対前期増加幅が2期連続2%以上	0	1
			②①又は③以外	1	
			③対前期減少幅が2期連続2%以上、又は当期補助金等なし	2	
5	借入金の抑制 【借入金依存度】	借入金依存度は抑制されているか。(3期比較) [借入金依存度(%)=(長期借入金+短期借入金)÷資産合計(総資産)×100]	①下記以外	0	2
			②当期≤前期、又は当期≤前々期	1	
			③当期≤前期≤前々期、又は当期借入金なし	2	
6	累積剰余金(欠損金)の状況	累積欠損金を計上していないか。	①累積あり	0	2
			②累積なし	2	
<b>合計 (13点満点)</b>					10

団体による自己評価 (概況, 今後の課題・対策等)	県(主務課)の所見	参考指標
<p>料金収入が新型コロナウイルス感染症の流行拡大による影響による交通量の減少から前年比12%減となったが、道路の維持管理及び建設資金の償還への影響は少なかった。 長期借入金については、順調に返済している。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の流行拡大による影響を受け、減収となっているものの償還計画に影響のない収入が確保されている。 また、地方道路公社法に基づき、当期純利益を自己資本ではなく償還準備金(負債)として整理しなければならないことから、自己資本比率が低いものの、財務の健全性に問題ないものと認められる。</p>	B

＜参考指標＞

合計点が  
 11～13点の場合：A (概ね良好)  
 7～10点の場合：B (改善の余地あり)  
 3～6点の場合：C (改善措置が必要)  
 0～2点の場合：D (大いに改善措置が必要)